

名古屋市公報	令和 4年 2月 9日 第139号
	名古屋市 中区 三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政部法制課長

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市敬老パス条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第4号) 5
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第5号) 13
○ 名古屋市国際展示場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	(観光・MICE推進室)	(第6号) 14
○ 名古屋市国際展示場条例施行細則の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則	(観光・MICE推進室)	(第7号) 15
○ 名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課)	(第8号) 16
告 示		
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第30号) 17
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第31号) 19
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第32号) 20
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(住都・住宅管理課)	(第33号) 22
○ 名古屋市文化小劇場等の臨時休館	(観光・文化振興室)	(第34号) 29
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会の開催について		(第2号) 30
消 防 局 告 示		
○ 防火管理に関する講習の実施について		(第1号) 31
○ 防災管理に関する講習の実施について		(第2号) 36
公 告		
○ 一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告	(住都・建築指導課)	40

○ 土地改良事業参加資格交替申出の承認について	(農業委員会)	41
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	42

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市敬老パス条例施行細則の一部を改正する規則（第 4号）

1 改正内容

- (1) 敬老パスの利用停止措置に係る規定の整備を行います。（第 2条及び第 2条の 2関係）
- (2) 運賃相当額の支給に係る規定の整備を行います。（第 2条の 3及び第 2条の 4関係）
- (3) 敬老パスの利用回数に係る規定の整備を行います。（第 2条の 5関係）
- (4) 敬老パスの対象となる交通事業者、交通機関及び通用区間に係る規定の整備を行います。（第 6条第 1項及び別表第 2関係）
- (5) その他規定の整備を行います。（第 3条から第 5条まで、第 6条第 2項から第 9条関係）

2 施行期日

令和 4年 2月 1日から施行します。

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第 5号）

1 改正内容

健康福祉局高齢福祉部主幹（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）に経理事務を分担させます。（第 9 係）

2 施行期日

令和 4年 2月 1日から施行します。

○ 名古屋市国際展示場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第 6号）

1 内容

名古屋市国際展示場条例の一部を改正する条例（令和 3年名古屋市条例第11号）中附則第 5 項の規定の施行期日は令和 4年 4月 1日とし、第 2条の規定の施行期日は同年10月 1日と定めるものです。

- 名古屋市国際展示場条例施行細則の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則（第 7号）

- 1 内容

名古屋市国際展示場条例施行細則の一部を改正する規則（令和 3 年名古屋市規則第74号）中附則第 4項の規定の施行期日は令和 4年 4月 1日とし、第 2条の規定の施行期日は同年10月 1日と定めるものです。

- 名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則（第 8号）

- 1 改正内容

保育所等の利用申込みについて、利用調整基準表の適用を可能とするため、規定の整備を行います。（第12条関係）

- 2 施行期日等

- (1) この規則は、公布の日から施行します。
- (2) この規則による改正後の名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の規定は、令和 4年 3月以後の保育の利用に係る申込みについて適用します。

名古屋市敬老パス条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 1月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 4号

名古屋市敬老パス条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市敬老パス条例施行細則（平成16年名古屋市規則第 101号）の一部を次のように改正する。

第 2条を次のように改める。

（利用停止措置）

第 2条 市長は、敬老パスの有効期間内における利用回数の合計が条例第 3条第 2項本文及び第 3条の 2第 2項本文に規定する利用回数の合計の回数（以下「利用上限回数」という。）を超えたときは、当該敬老パスの有効期間の満了する日（以下「有効期間満了日」という。）まで、その利用を停止する措置（以下「利用停止措置」という。）を講ずるものとする。

2 前項の場合において、市長は、当該敬老パスの交付を受けた者に対し、相当の期間を定めて、利用停止措置を講ずる日以後当該敬老パスの有効期間満了日までの間、当該敬老パスにより条例第 3条第 1項の規定による利用をすることができない旨及び条例第 3条の 2第 1項本文の規定による運賃相当額

(同項本文に規定する運賃相当額をいう。以下同じ。)の支給を受けることができない旨を通知するものとする。

第2条の次に次の4条を加える。

(利用上限回数を超えた場合の利用の例外)

第2条の2 条例第3条第2項ただし書及び第3条の2第2項ただし書に規定する規則で定める場合は、敬老パスの有効期間内における利用回数の合計が利用上限回数を超えた時から利用停止措置を講じた日(以下「利用停止日」という。)の前日までの間に、当該利用停止措置を受けた敬老パスを第2条の5各号に定めるところにより使用したものと認められる場合とする。

(運賃相当額の支給の要件)

第2条の3 市長は、運賃相当額の支給を受ける者(以下「支給対象者」という。)が、有効期間内の敬老パスに記録された金銭的価値等により別表第2の交通事業者の欄に定める交通事業者が運行する同表の交通機関の欄に定める交通機関(第2条の5第2号において「別表第2の交通機関」という。)の利用をした場合に、運賃相当額を支給対象者に対して支給するものとする。

2 市長は、支給対象者の敬老パスに係る乗車実績等により、前項の規定により支給する運賃相当額を決定する。

(運賃相当額の支給の例外)

第2条の4 条例第3条の2第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第6条第6項の規定により敬老パスを不正に使用したものとみなされた者が、当該敬老パスの有効期間の更新を受けた日から同条第4項に規定する短縮前満了日までの間に、次条各号に定めるところにより当該敬老パスを使用したものと認められる場合

(2) 利用停止日から利用停止措置を受けた敬老パスの有効期間満了日までの間に、次条第1号に定めるところにより、当該敬老パス(第6条第4項の規定により有効期間の短縮がされたものを除く。)を使用したものと認められる場合

(利用回数の計算)

第2条の5 条例第3条の3に規定する利用回数の計算は、次に定めるところ

による。

- (1) 別表第 1の交通事業者の欄に定める交通事業者が運行する同表の交通機関の欄に定める交通機関の同表の通用区間の欄に定める通用区間（以下「別表第 1の通用区間」という。）内において鉄道の利用をしたものと認められる場合にあっては、別表第 1又は別表第 2の交通事業者の欄に定める交通事業者が運行する別表第 1又は別表第 2の交通機関の欄に定める交通機関の駅において敬老パスを提示して入場し、及び出場したものと認められる場合につき 1回とする。
- (2) 別表第 2の交通機関の別表第 2の通用区間の欄に定める通用区間（以下この条において「別表第 2の通用区間」という。）内において鉄道の利用をしたものと認められる場合（前号に該当する場合を除く。）にあっては、別表第 2の通用区間内の駅において敬老パスを提示して入場し、及び出場したものと認められる場合につき 1回とする。
- (3) 別表第 1の通用区間内において一般乗合旅客自動車又は軌道の利用をしたものと認められる場合にあっては、別表第 1の通用区間内の停留所において敬老パスを提示して一般乗合旅客自動車又は軌道用車両に乗車し、及び降車したものと認められる場合につき 1回とする。
- (4) 別表第 2の通用区間内において一般乗合旅客自動車の利用をしたものと認められる場合にあっては、別表第 2の通用区間内の停留所において敬老パスを提示して一般乗合旅客自動車に乗車し、及び降車したものと認められる場合につき 1回とする。

第 3条の見出し中「等」を削り、同条第 1項中「申請は、」の次に「敬老パスに係る個人情報をも市長が取得することに同意するとともに、」を加え、同条中第 3項を削り、第 4項を第 3項とし、同項の次に次の 1項を加える。

- 4 敬老パスの交付を受けた者は、第 7条第 2項の規定により当該敬老パスを返還した場合においては、当該敬老パスの有効期間満了日までの間は、第 1項の申請をすることができない。

第 3条第 5項を削る。

第 4条の表中「の有効期間の始期から」を「（有効期間内における利用回数の合計が利用上限回数を 2で除して得た数に 1を加えた回数に満たないものに

限る。)の有効期間の始期から」に改める。

第 5条第 1項中「第 4号様式」を「第 3号様式」に改め、同条第 4項を次のように改める。

- 4 市長は、第 1項の申請があつた場合において、当該申請に係る理由が第 2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、1週間（市長が別に定める場合にあっては、その期間）に限り、当該申請に係る敬老パスの有効期間を延長することができる。

第 6条第 1項中「別表」を「別表第 1及び別表第 2」に、「同表」を「これらの表」に改め、同条に次の 4項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、敬老パスの有効期間内における利用回数の合計が利用上限回数を超えた者からの申出により、当該敬老パスの有効期間の短縮をすることができる。
- 4 市長は、前項の申出があつた場合において、既に利用停止措置を講じていたときは、当該利用停止措置を解除するとともに、当該敬老パスの有効期間満了日を、利用停止日から当該敬老パスの有効期間の短縮をする前の有効期間満了日（以下「短縮前満了日」という。）までの間のいずれかの日とすることができる。
- 5 前項の規定により敬老パスの有効期間の短縮がされた者は、当該敬老パスの短縮前満了日の翌日以後でなければ、当該敬老パスについて第 3条第 3項の規定による有効期間の更新を受けることができない。
- 6 第 4項の規定により敬老パスの有効期間の短縮がされた者が、当該敬老パスの短縮前満了日以前に、第 3条第 3項の規定による有効期間の更新を受けたときは、敬老パスを不正に使用したものとみなして、条例第 7条第 2項の規定を適用する。

第 7条に次の 1項を加える。

- 2 敬老パスの交付を受けた者は、いつでも、その住所地を所管区域とする社会福祉事務所長を経由して市長に当該敬老パスを返還することができる。

第 8条を第 9条とし、第 7条の次に次の 1条を加える。

（利用上限回数を超えた場合の不正使用）

第 8条 利用停止日から有効期間満了日までの間に、利用停止措置を受けた敬

老パス（第 6 条第 4 項の規定により有効期間の短縮がされたものを除く。）
を第 2 条の 5 第 1 号に定めるところにより使用したものと認められる者は、
敬老パスを不正に使用した者とみなして、条例第 7 条第 2 項の規定を適用す
る。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2

交通事業者	交通機関	通用区間
名古屋鉄道株式会社	鉄道	名古屋本線（本市の区域外の駅において乗降する場合を除く。）
		常滑線（本市の区域外の駅において乗降する場合を除く。）
		小牧線（本市の区域外の駅において乗降する場合を除く。）
		犬山線（本市の区域外の駅において乗降する場合を除く。）
		瀬戸線（本市の区域外の駅において乗降する場合を除く。）
		築港線
東海旅客鉄道株式会社	鉄道	東海道本線（本市の区域外の駅において乗降する場合を除く。）
		中央本線（本市の区域外の駅において乗降する場合を除く。）
		関西本線（本市の区域外の駅において乗降する場合を除く。）
近畿日本鉄道株式会社	鉄道	近鉄名古屋線（本市の区域外の駅において乗降する場合を除く。）

名鉄バス株式会社	一般乗合旅客自動車	本市の区域内の停留所を含む路線（本市の区域外の停留所において乗降する場合（本市が運行する一般乗合旅客自動車と重複する路線の停留所において乗降する場合を除く。）を除く。）
三重交通株式会社	一般乗合旅客自動車	本市の区域内の停留所を含む路線（本市の区域外の停留所において乗降する場合を除く。）

第 3号様式を削り、第 4号様式を第 3号様式とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4年 2月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（新規則に基づく敬老パスの交付に係る経過措置）
- 2 この規則による改正後の名古屋市敬老パス条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定による敬老パスの交付の申請その他の行為は、施行日前においても行うことができる。
（改正前の名古屋市敬老パス条例施行細則に基づく敬老パスの交付に係る経過措置）
- 3 通用開始日を施行日前の日とする敬老パスの交付を受けた者については、新規則第 2条第 1項中「有効期間内」とあるのは「令和 4年 2月 1日から当該敬老パスの有効期間の満了する日（以下「有効期間満了日」という。）までの間」と、「有効期間の満了する日（以下「有効期間満了日」という。）」とあるのは「有効期間満了日」と、新規則第 2条の 2、第 2条の 3第 1項及び第 6条第 3項中「有効期間内」とあるのは「令和 4年 2月 1日から当該敬老パスの有効期間満了日までの間」と読み替えて、これらの規定を適用する。
- 4 新規則第 4条の規定は、通用開始日を施行日以後の日とする敬老パスの交付を受けた者について適用し、通用開始日を施行日前の日とする敬老パスの交付を受けた者については、なお従前の例による。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 1 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 5 号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項の表健康福祉局高齢福祉部住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の項を次のように改める。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	1	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関すること。	1
	2	前号に掲げる事項に係る経理に関すること。	

附 則

この規則は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

名古屋市国際展示場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 4 年 2 月 2 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 6 号

名古屋市国際展示場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日
を定める規則

名古屋市国際展示場条例の一部を改正する条例（令和 3 年名古屋市条例第11号）中附則第 5 項の規定の施行期日は令和 4 年 4 月 1 日とし、第 2 条の規定の施行期日は同年10月 1 日とする。

名古屋市国際展示場条例施行細則の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 4 年 2 月 2 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 7 号

名古屋市国際展示場条例施行細則の一部を改正する規則の一部の
施行期日を定める規則

名古屋市国際展示場条例施行細則の一部を改正する規則（令和 3 年名古屋市規則第74号）中附則第 4 項の規定の施行期日は令和 4 年 4 月 1 日とし、第 2 条の規定の施行期日は同年10月 1 日とする。

名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 2月 3日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 8号

名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則（平成26年名古屋市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1項中「場合」の次に「その他必要がある場合」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の規定は、令和 4年 3月以後の保育の利用に係る申込みについて適用する。

名古屋市告示第30号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 1月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中村区岩塚町字一軒立切20番 2の一部、字神田 1番 2の一部、字九反所 1番の一部、字高道 1番 2の一部並びに字竜子田 5番 2の一部及び11番 3の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

一・二—ジクロロエタン

一・一—ジクロロエチレン

一・二—ジクロロエチレン

テトラクロロエチレン

一・一・一—トリクロロエタン

トリクロロエチレン

ベンゼン

六価クロム化合物

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第31号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 1月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市北区杉栄町 5丁目 120番 1の一部、 120番 3の一部及び 120番 4の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第32号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 3項に基づき、令和 3年名古屋市告示第 340号により指定した拡散防止管理区域の一部を解除します。

また、同条例第58条の 8第 3項の規定に基づき、令和 3年名古屋市告示第 340号により指定した形質変更時届出管理区域の一部を解除します。

令和 4年 1月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 拡散防止管理区域の指定を解除する土地

(1) 解除する土地

名古屋市中村区岩塚町字一軒立切20番 2の一部、字神田 1番の一部、字九反所 1番の一部、字高道 1番 2の一部並びに字竜子田 5番の一部及び11番 1の一部

(2) 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

クロロエチレン（土壌溶出量基準）

一・二—ジクロロエタン（土壌溶出量基準）

一・一—ジクロロエチレン（土壌溶出量基準）

一・二—ジクロロエチレン（土壌溶出量基準）

テトラクロロエチレン（土壌溶出量基準）

一・一・一—トリクロロエタン（土壌溶出量基準）

トリクロロエチレン（土壌溶出量基準）

ベンゼン（土壌溶出量基準）

六価クロム化合物（土壌溶出量基準）

鉛及びその化合物（土壌溶出量基準）

ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

- (3) 当該拡散防止管理区域において講じられた汚染の拡散の防止等の措置なし（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定による指定がされたため、指定を解除するもの）

2 形質変更時届出管理区域の指定を解除する土地

(1) 解除する土地

名古屋市中村区岩塚町字神田 1番の一部、字九反所 1番の一部及び字竜子田11番 1の一部

(2) 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物（土壌含有量基準）

- (3) 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置なし（土壌汚染対策法第11条第1項の規定による指定がされたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第33号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 4年 2月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 4年 8月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和4年2月18日（金）から同月28日（月）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和4年2月18日（金）から同月28日（月）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

令和4年2月18日（金）から同月28日（月）までの午前10時00分から午後7時00分まで。ただし、水曜日及び木曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

令和 4年 2月19日（土）から同月28日（月）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

日時

令和 4年 3月17日（木）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 182戸

(2) 改良住宅

空家住宅 8戸

第 2 子育て・若年世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に中学校修了前の子がいる又は35歳以下の夫婦のみからなる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 104戸

第 3 大家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 9戸

第 4 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正 12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症の

もの

- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）
第11条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1 項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7 条第 1 項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13 年法律第31号）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は同法第28条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 1 項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1 の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 97戸

(2) 改良住宅

空家住宅 5戸

第 5 多回数落せん者世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成27年度第 4回一般募集から令和 3年度第 3回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

第 6 多回数落せん者単身者向け区分

1 申込みの資格

第 4の単身者向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成27年度第 4回一般募集から令和 3年度第 3回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向け区分の資格のうち (2) から (13)までのいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第34号

名古屋市文化小劇場等の臨時休館

名古屋市文化小劇場条例施行細則（平成6年名古屋市規則第50号）第2条第2項の規定及び名古屋市青少年文化センター条例施行細則（平成8年名古屋市規則第82号）第3条第2項の規定並びに名古屋能楽堂条例施行細則（平成8年名古屋市規則第122号）第3条第2項の規定により、天井等落下防止対策工事のため次表のとおり臨時休館します。

令和4年2月3日

名古屋市長 河 村 た か し

施設の名称	休館期間
名古屋市中川文化小劇場	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
名古屋市瑞穂文化小劇場	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
名古屋市青少年文化センター（ホール、リハーサル室、研修室）	令和5年4月1日から令和6年8月31日まで
名古屋能楽堂	令和6年4月1日から令和6年10月31日まで

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室

名古屋市教育委員会告示第2号

教育委員会定例会の開催について

令和4年2月10日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和4年2月3日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市立御園小学校と名古屋市立名城小学校の統合について
名古屋市立野跡小学校と名古屋市立稲永小学校の統合について
名古屋市立高坂小学校と名古屋市立しまだ小学校の統合について
名古屋市立学校設置条例の一部改正について
名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について
令和3年度一般会計補正予算について
令和4年度一般会計当初予算について
名古屋市教育委員会表彰について
名古屋市文化財調査委員会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市消防局告示第 1号

防火管理に関する講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第 3条第 1項第 1号イに規定する甲種防火対象物の防火管理に関する講習（以下「甲種防火管理講習」という。）及び同項第 2号イに規定する乙種防火対象物の防火管理に関する講習（以下「乙種防火管理講習」という。）は、次のとおり実施します。

令和 4年 1月31日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

1 日時、場所及び定員

(1) 甲種防火管理講習

ア 甲種防火管理新規講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	令和 4年 4月14日（木） 及び同月15日（金）	第 1日目 午前 9時30分から 午後 4時10分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 322名
第 2回	令和 4年 4月25日（月） 及び同月26日（火）	第 2日目 午前 9時30分から 午後 4時30分まで		
第 3回	令和 4年 5月19日（木） 及び同月20日（金）			
第 4回	令和 4年 6月 4日（土） 及び同月 5日（日）			
第 5回	令和 4年 7月21日（木） 及び同月22日（金）			
第 6回	令和 4年 8月22日（月） 及び同月23日（火）			
第 7回	令和 4年 9月 5日（月） 及び同月 6日（火）			
第 8回	令和 4年10月15日（土） 及び同月16日（日）			
第 9回	令和 4年12月26日（月） 及び同月27日（火）			

第10回	令和 5年 1月10日 (火) 及び同月11日 (水)		
第11回	令和 5年 2月18日 (土) 及び同月19日 (日)		
第12回	令和 5年 3月13日 (月) 及び同月14日 (火)		

イ 甲種防火管理再講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	令和 4年 4月12日 (火)	午後 1時30分から 午後 4時00分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 48名
第 2回	令和 4年 5月23日 (月)			
第 3回	令和 4年 6月21日 (火)			
第 4回	令和 4年 7月13日 (水)			
第 5回	令和 4年 8月31日 (水)			
第 6回	令和 4年 9月30日 (金)			
第 7回	令和 4年10月12日 (水)			
第 8回	令和 4年12月 8日 (木)			
第 9回	令和 5年 1月19日 (木)			
第10回	令和 5年 2月15日 (水)			
第11回	令和 5年 3月 1日 (水)			

(2) 乙種防火管理講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	令和 4年 4月11日 (月)	午前 9時30分から 午後 4時30分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 187名
第 2回	令和 4年 5月31日 (火)			
第 3回	令和 4年 7月12日 (火)			
第 4回	令和 4年 9月 1日 (木)			
第 5回	令和 4年12月 6日 (火)			
第 6回	令和 5年 1月31日 (火)			
第 7回	令和 5年 2月16日 (木)			

2 受講申込手続

(1) 申込期間、申込先等

ア 甲種防火管理講習

(7) 甲種防火管理新規講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 3月30日（水）まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 4月10日（日）まで		
第 3回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 5月 4日（水）まで		
第 4回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 5月20日（金）まで		
第 5回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 7月 6日（水）まで		
第 6回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 8月 7日（日）まで		
第 7回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 8月21日（日）まで		
第 8回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 9月30日（金）まで		
第 9回	令和 4年 1月31日（月）から 同年12月11日（日）まで		
第10回	令和 4年 1月31日（月）から 同年12月26日（月）まで		
第11回	令和 4年 1月31日（月）から 令和 5年 2月 3日（金）まで		
第12回	令和 4年 1月31日（月）から 令和 5年 2月26日（日）まで		

(イ) 甲種防火管理再講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 3月28日（月）まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 5月 8日（日）まで		
第 3回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 6月 6日（月）まで		
第 4回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 6月28日（火）まで		

第 5回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 8月16日（火）まで		
第 6回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 9月15日（木）まで		
第 7回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 9月27日（火）まで		
第 8回	令和 4年 1月31日（月）から 同年11月23日（水）まで		
第 9回	令和 4年 1月31日（月）から 令和 5年 1月 4日（水）まで		
第10回	令和 4年 1月31日（月）から 令和 5年 1月31日（火）まで		
第11回	令和 4年 1月31日（月）から 令和 5年 2月14日（火）まで		

イ 乙種防火管理講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 3月27日（日）まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 5月16日（月）まで		
第 3回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 6月27日（月）まで		
第 4回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 8月17日（水）まで		
第 5回	令和 4年 1月31日（月）から 同年11月21日（月）まで		
第 6回	令和 4年 1月31日（月）から 令和 5年 1月16日（月）まで		
第 7回	令和 4年 1月31日（月）から 令和 5年 2月 1日（水）まで		

(2) 申込方法

ア 名古屋市消防局予防部予防課並びに市内各消防署及び消防署出張所にお越しいただき、窓口備付けの受講申込書によりお申込みいただくか、名古屋市公式ウェブサイトに掲載された案内に従い、郵送でお申し込みください。

イ 申込みに際しては、写真（申込み前 6箇月以内に撮影した無帽、正面上三分身の縦 4センチメートル、横 3センチメートルのもの） 1枚をご

用意ください。

ウ 甲種防火管理再講習の申込みに際しては、甲種防火管理講習の修了証
をご用意ください。

(3) その他

申込期間中でも定員になり次第、受講申込みの受付を締め切ります。

3 手数料

(1) 甲種防火管理新規講習

2,000円

(2) 甲種防火管理再講習

1,500円

(3) 乙種防火管理講習

1,500円

名古屋市消防局予防部予防課

名古屋市消防局告示第 2号

防災管理に関する講習の実施について

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第47条第 1項第 1号に規定する防災管理対象物の防災管理に関する講習は、次のとおり実施します。

令和 4年 1月31日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

1 日時、場所及び定員

(1) 防災管理新規講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	令和 4年 5月18日（水）	午前 9時30分から 午後 4時00分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 187名
第 2回	令和 4年 9月27日（火）			
第 3回	令和 5年 2月 9日（木）			

(2) 防災管理再講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	令和 4年 5月17日（火）	午後 1時30分から 午後 4時00分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 48名
第 2回	令和 4年 9月26日（月）			
第 3回	令和 5年 2月10日（金）			

(3) 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	令和 4年 4月19日（火） 及び同月20日（水）	午前 9時15分から 午後 5時15分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番	各回 322名

第 2回	令和 4年 6月14日 (火) 及び同月15日 (水)	13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	
第 3回	令和 4年 8月25日 (木) 及び同月26日 (金)		
第 4回	令和 4年 9月 8日 (木) 及び同月 9日 (金)		
第 5回	令和 4年10月24日 (月) 及び同月25日 (火)		
第 6回	令和 4年11月28日 (月) 及び同月29日 (火)		
第 7回	令和 5年 1月14日 (土) 及び同月15日 (日)		
第 8回	令和 5年 2月 6日 (月) 及び同月 7日 (火)		

(4) 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

区 分	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	定 員
第 1回	令和 4年 5月24日 (火)	午後 1時30分から 午後 5時10分まで	名古屋市中区 栄一丁目23番 13号伏見ライ フプラザ 6階 防火管理研修 センター	各回 187名
第 2回	令和 4年 8月19日 (金)			
第 3回	令和 4年10月13日 (木)			
第 4回	令和 5年 2月 2日 (木)			

2 受講申込手続

(1) 申込期間、申込先等

ア 防災管理新規講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 4年 1月31日 (月) から 同年 5月 3日 (火) まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	令和 4年 1月31日 (月) から 同年 9月12日 (月) まで		
第 3回	令和 4年 1月31日 (月) から 令和 5年 1月25日 (水) まで		

イ 防災管理再講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 4年 1月31日 (月) から 同年 5月 2日 (月) まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防

第 2回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 9月11日（日）まで		課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 3回	令和 4年 1月31日（月）から 令和 5年 1月26日（木）まで		

ウ 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 4月 4日（月）まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 5月30日（月）まで		
第 3回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 8月10日（水）まで		
第 4回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 8月24日（水）まで		
第 5回	令和 4年 1月31日（月）から 同年10月 9日（日）まで		
第 6回	令和 4年 1月31日（月）から 同年11月13日（日）まで		
第 7回	令和 4年 1月31日（月）から 同年12月30日（金）まで		
第 8回	令和 4年 1月31日（月）から 令和 5年 1月22日（日）まで		

エ 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

区 分	申 込 期 間	申 込 時 間	申 込 先
第 1回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 5月 9日（月）まで	午前 8時45分から 午後 5時15分まで	名古屋市消防 局予防部予防 課並びに市内 各消防署及び 消防署出張所
第 2回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 8月 4日（木）まで		
第 3回	令和 4年 1月31日（月）から 同年 9月28日（水）まで		
第 4回	令和 4年 1月31日（月）から 令和 5年 1月18日（水）まで		

(2) 申込方法

ア 名古屋市消防局予防部予防課並びに市内各消防署及び消防署出張所にお越しいただき、窓口備付けの受講申込書によりお申込みいただくか、名古屋市公式ウェブサイトに掲載された案内に従い、郵送でお申し込み

ください。

イ 申込みに際しては、写真（申込み前 6箇月以内に撮影した無帽、正面上三分身の縦 4センチメートル、横 3センチメートルのもの） 1枚をご用意ください。

ウ 甲種防火管理再講習の申込みに際しては、甲種防火管理講習の修了証をご用意ください。

(3) その他

申込期間中でも定員になり次第、受講申込みの受付を締め切ります。

3 手数料

(1) 防災管理新規講習

1,500円

(2) 防災管理再講習

1,500円

(3) 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

2,000円

(4) 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

1,500円

名古屋市消防局予防部予防課

一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等の認定を取消しましたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年2月1日

名古屋市長 河 村 た か し

対象区域

名古屋市西区又穂町2丁目1番及び1番5

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

土地改良事業参加資格交替申出の承認について

下記の土地に係る土地改良事業の参加資格の交替については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 3条第 1項第 2号の規定により承認したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第 295号）第 1条の 3第 3項の規定により公告する。

なお、本申出の関係書類は、名古屋市農業委員会事務局農政課に備えおく。

令和 4年 2月 1日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 土地改良事業の実施主体

申出に係る土地において施行されている土地改良事業

2 参加資格を交替しようとする者（土地所有者）

名古屋市港区寺前町61番地

佐藤 勇 始め90名

3 現資格者（使用収益権者）

名古屋市港区大西一丁目40番地

株式会社JA名古屋ファーム 始め 4名

4 申出に係る土地

名古屋市港区福前二丁目 108番、田、976.00平方メートル

始め 241筆 計116,344.00平方メートル

名古屋市農業委員会事務局農政課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年2月4日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

NP共同ビル

名古屋市中区栄三丁目2901番 ほか25筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
市営久屋駐車場	22台	—	510台	—
イトマス駐車場	3台	—	450台	—
万松寺駐車場	—	25台	—	800台
その他駐車場	870台	変更なし	3,915台	変更なし
計	895台	変更なし	4,875台	4,715台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
市営久屋駐車場	午前 7時00分から 午後12時00分まで	—
イトマス駐車場	午前 0時00分から 午後12時00分まで	—
万松寺駐車場	—	午前 0時00分から 午後12時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
市営久屋駐車場	4箇所	—
イトマス駐車場	3箇所	—
万松寺駐車場	—	1箇所
その他駐車場	26箇所	変更なし
計	33箇所	27箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 4年 4月 1日

4 変更しようとする理由

契約駐車場の見直しのため

5 届出の日

令和 4年 1月14日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 2月 4日から同年 6月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意

見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 6月 6日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課